

辰野町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、辰野町における婚姻数の増加と少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費用、引越費用及びリフォーム費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費用 婚姻を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費用、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住居手当が支給されている場合は当該住居手当に相当する額を対象となる費用から除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は次項の要件を満たす新婚世帯とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は第3項に掲げるものとする。

2 補助対象世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得（所得証明書等をもとに、夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、当該返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
- (3) 夫婦ともに実施する講座等、次のいずれか1つを申請年度内に行っていること。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談等
 - エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
- (4) 対象となる住居が辰野町内にあること及び夫婦ともに住民票の住所が当該住居であること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助、辰野町定住促進奨励金交付要綱（平成28年告示第1号）、辰野町住宅リフォーム補助金交付要綱（平成23年告示第4号）、辰野町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱（平成26年告示第28号）等による奨励金及び補助金（以下「その他補助金」という。）の交付を受けていないこと。ただし、対象となる経費が重複しない場合はこの限りでない。
- (6) 過去に夫婦のいずれもがこの制度に基づく補助金の交付（他の市町村を含む。）を受けたことがないこと。ただし、この要綱による補助金の交付を受けた夫婦であって、申請初年度の翌年度に、補助限度額から既に交付を受けた額を差し引いた額の範囲内で補助を受ける場合はこの限りでない。
- (7) 辰野町暴力団排除条例（平成24年条例第29号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者がいない世帯であること。
- (8) 居住開始から5年以上辰野町内に住み続ける意思があること。
- (9) 夫婦ともに町税等に滞納がないこと。

3 補助対象経費は次に掲げるものとする。

- (1) 申請年度の4月1日から翌年3月31日までの間に支払った住居費用、引越費用及びリフォーム費用であること。

- (2) 前項第5号に該当する世帯にあつては、その他補助金に係る経費と重複しない経費であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費用、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、30万円を限度とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合には60万円を限度とする。

- 2 前条第2項第6号に該当する世帯にあつては、申請初年度に前項により補助上限額として定める額から既に交付を受けた額を差し引いて得た額とする。

- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び決定等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、辰野町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 夫婦の所得証明書
 - (3) 夫婦の住民票の写し
 - (4) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
 - (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（申請する経費に住居購入費用を含む場合）
 - (6) 物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し（申請する経費に住居賃借費用を含む場合）
 - (7) 物件のリフォームの工事請負契約書又は工事見積書及び領収書等の写し（リフォーム費用の場合）
 - (8) 引越しに係る領収書等の写し（引越費用の場合）
 - (9) 夫婦ともに実施する講座等の受講が確認できる書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、辰野町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

る。

- 3 第1項の規定による交付申請は、当該年度4月1日から3月31日までの間に行わなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第6条 申請者は、決定通知書を受け取った場合は、速やかに辰野町結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前各号に規定するもののほか、この要綱又は規則に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、申請者に対し、当該金額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。